

第 2 章

地 域 別 構 想

全体構想の骨格をもとに、地域の個性や特性を生かした魅力あるまちづくりを実現するための基本的な方策を定めます。

地域別構想の区分

地域別構想は、全体構想で示された骨格をもとに、地域の個性や特性を取り入れながら、まちづくりの内容をより具体化するものです。

「川越市」は、大正 11（1922）年に川越町と仙波村が合併し、同年 12 月 1 日、県内で初めて市制を施行し誕生しました。その後、昭和 14（1939）年に田面沢村と、昭和 30（1955）年に隣接する 9 村（芳野村、古谷村、南古谷村、高階村、福原村、大東村、霞ヶ関村、名細村、山田村）と合併し現在の市域となっています。本計画の地域区分については、このような歴史的な背景や地域のまとまりを踏まえ、昭和 30（1955）年当時の川越市と周辺 9 村ごとのまとまりを基本に市役所市民センター管轄によって 12 地区に区分しました。

なお、平成 26（2014）年『川越市市民センター条例』の施行により誕生した川鶴地区については、今回新たに地域別構想を策定します。

地域区分

